

食品安全委員会第 445 回会合議事録

1. 日時 平成 24 年 9 月 3 日（月） 14：00～14：42

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「ジフェノコナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フルフェナセット」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

- ・遺伝子組換え食品等「pLPL 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「pPDN 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品安全モニターからの随時報告（平成 24 年 4 月～7 月分）について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、
北池勧告広報課長、新本情報・緊急時対応課長、篠原リスクコミュニケーション官、
高山評価情報分析官、前田評価調整官

5. 配付資料

資料 1－1 農薬専門調査会における審議結果について<ジフェノコナゾール>

資料 1－2 農薬専門調査会における審議結果について<フルフェナセット>

資料 2－1 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
<pLPL 株を利用して生産されたホスホリパーゼ>

資料 2－2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
<pPDN 株を利用して生産されたホスホリパーゼ>

資料 3－1 食品安全モニターからの随時報告（平成 24 年 4 月～7 月分）について

資料 3 - 2 「随時報告」目次一覧

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から「第 445 回食品安全委員会会合」を開催します。

きょうは7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 445 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は6点ございます。

資料 1 - 1 及び資料 1 - 2 が「農薬専門調査会における審議結果について」。

資料 2 - 1 及び資料 2 - 2 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

それから、資料 3 - 1 及び資料 3 - 2 が食品安全モニターからの随時報告関係の資料でございます。

不足等ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 それでは、続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○井原総務課長 事務局において、本年7月2日の委員会資料1の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

農薬2品目につきまして、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の三森委員から説明をお願いします。

○三森委員 それでは、概要について御説明申し上げます。

まず、ジフェノコナゾールですが、資料1-1の7ページに要約が載っておりますが、それに沿って説明させていただきたいと思っております。

殺菌剤ジフェノコナゾールについてですが、農薬抄録、インポートトレランス設定の要請に係る資料並びに Jmpr、そして豪州評価書を用いて健康影響評価を行いました。

本剤はトリアゾール系の殺菌剤で、糸状菌の細胞膜のエルゴステロール生合成を阻害することにより殺菌効果を示すと考えられております。

本剤の評価に用いた試験成績でございますけれども、評価書に列記されているとおりでございます。本剤の投与による主な影響として、体重増加抑制、肝臓の重量増加及び肝細胞肥大などが認められたほか、イヌにおいて白内障が認められました。繁殖指標に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められませんでした。マウス 18 か月発がん性試験におきましては、肝細胞腺腫及び肝細胞がんが認められましたが、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考えがたく、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられました。また、ラットの急性及び亜急性神経毒性試験におきましては、前肢あるいは後肢の握力低下が認められました。

各試験で得られました無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験の0.96 mg/kg 体重/日でありましたため、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.0096 mg/kg 体重/日をADIと設定いたしました。

次に、フルフェナセットですが、資料1-2の7ページの要約に沿って説明いたします。

除草剤フルフェナセットについてですが、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を行いました。

本剤は酸アミド系の除草剤で、作用機序は脂肪酸の生合成阻害によるものと考えられております。

評価に用いました試験成績は、評価書に列記されてあるとおりでございます。本剤の投与による主な影響としまして、肝細胞肥大、甲状腺嚢胞上皮及び腎盂上皮の過形成、メトヘモグロビンの増加及び貧血といった血液への影響などが認められたほか、マウスにおきましては白内障が認められました。イヌを用いた亜急性毒性試験におきましては、大脳皮質空胞化、ラットを用いた亜急性神経毒性試験におきましては小脳から延髄及び脊髄にわたる軸索腫脹が認められ、神経毒性が認められました。発生毒性試験においては、ラットで骨化遅延及び過剰肋骨の増加が見られまして、さらにウサギでは過剰肋骨、過剰腰椎椎弓、過剰腰椎椎体などの骨格変異の増加が認められました。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、発達神経毒性及び遺伝毒性は認められませんでした。

マウスを用いた発がん性試験におきましては、最低用量である50 ppm 投与群の雄で白内障増加が認められ、無毒性量が設定できませんでしたが、この用量におきましては発現頻度は背景データをわずかに超える程度であり、軽度で雄のみに認められたということから、マウス発がん性試験の無毒性量は7.4 mg/kg 体重/日近傍にあるものと考えられました。したがって、食品安全委員会農薬専門調査会は、各試験で得られた無毒性量のうち最小値がイヌを用いた1年間慢性毒性試験の1.14 mg/kg 体重/日でありましたので、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した

0.011 mg/kg 体重/日を ADI と設定いたしました。

詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料 1-1 及び 1-2 に基づきまして補足の御説明をいたします。

まず、資料 1-1、ジフェノコナゾールという農薬の評価書案をお願いいたします。

資料をめくっていただきまして、9 ページに 7. として開発の経緯がございます。このものはトリアゾール系殺菌剤でございまして、今般、ピーマン、なす等への適用拡大申請及び高麗人参、稲等へのインポートトレランス設定の要請がなされたということでございます。

なお、トリアゾール系農薬には共通の代謝物が存在しますことから、この資料の後ろの方、71 ページの後ろからになりますけれども、参考といたしましてトリアゾール共通代謝物という資料を別に作成しております。こちらの参考では、ページが別に振ってありまして、こちらの 6 ページの上の方に一般名として三つの物質がございます。1, 2, 4-トリアゾール等の 3 物質につきまして、現時点で得られております知見を整理したもので、今回のみならず、トリアゾール系農薬の評価を行う際の参考にするために作成された資料ということでございます。

申しわけございません。今見ていただいている 6 ページの前の 5 ページの要約のところトリアゾールアラニンとトリアゾール酢酸の CAS ナンバーが 6 ページと違ってございまして、こちらは、6 ページの方の記載に合わせるように修正をさせていただきます。ミスが先ほど見つかりましたので、そういう修正をさせていただきますたく存じます。

資料を少し前の方に戻っていただきたいと思えます。本体の方の 10 ページでございます。

10 ページから、ローマ数字の II. として安全性に係る試験の概要がございます。

1. の動物体内運命試験、こちらの (1) ラットの④吸収では、10 ページの下の方の b. にございますように、吸収率は低用量群では 88.1~91.5%、高用量群では 41.6~59.4%と算出されております。

資料をおめくりいただきまして、14 ページに④といたしまして排泄がございます。排泄は比較的良好、主要な排泄経路は糞中ということでございます。

さらに資料をめくっていただきまして、16 ページから (2) 畜産動物における体内運命試験がございます。ヤギとニワトリにおける主要代謝物は D ということでございました。

こちらにも、申しわけございません。16 ページの②、ヤギ②の下から 3 行目の左の方の「3.2~3.7 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 」の「 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 」は「 $\mu\text{g}/\text{g}$ 」の間違いでございましたので、ここも修正をさせていただきますたく存じます。

資料をおめくりいただきまして、18 ページから 2. といたしまして植物体内運命試験がございます。多く認められました代謝物といたしましては、さらに資料を先の方に行きまして、21 ページの (4) トマト④で K というもの、それから、さらにめくっていただきました 23 ページの (6) ばれいしょ②でも K が、それから、次の 24 ページの (7) ばれいしょ③で E、これは D というものの配糖体になりますが、そういうものが認められております。さらには、25 ページの

(8) 小麦①ではD/C等が認められているということでございます。

さらに資料をおめくりいただきまして、30 ページから6.として作物等残留試験がございます。

(1) 作物残留試験では、代謝物D、D+E及びGも分析の対象とした試験成績がございます。代謝物の残留は、親化合物と比較して多いものではなかったということでございました。

次の31 ページには、(3)として畜産物残留試験がございまして、主に代謝物Dが認められたということでございます。

毒性試験の関係が33 ページ以降になりまして、35 ページに(2)急性神経毒性試験がございます。ラットの試験でございますが、急性神経毒性に対する無毒性量につきましては雄で25 mg/kg体重と考えられたということでございます。

さらにおめくりいただきまして、39 ページに亜急性試験の関係で、(5)といたしまして90日間亜急性神経毒性試験(ラット)がございます。こちらでは、亜急性神経毒性に対する無毒性量は雄で17.3 mg/kg体重/日と考えられているところでございます。

40 ページの下の方から11.として慢性毒性試験及び発がん性試験がございまして、41 ページの(2)の試験、ラットでの2年間慢性毒性試験/発がん性併合試験がADIの設定根拠となった試験でございます。発がん性はこちらでは認められておらず、無毒性量は雄で0.96 mg/kg体重/日と考えられているところでございます。

41 ページの下の方から、マウスでの発がん性試験が(3)としてございます。肝臓に腫瘍性病変の増加等が認められましたが、無毒性量は設定できたというところでございます。

43 ページから12.といたしまして生殖発生毒性試験がございまして、親動物の繁殖指標への影響や催奇形性は認められていないということでございます。

44 ページに13.として遺伝毒性試験がございます。このものに生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えられたということでございます。

46 ページからは、14.としてその他の試験がございます。イヌの試験で白内障が認められまして試験が行われておりますが、こちらの(2)のニワトリの試験でも白内障が認められたということでございます。

47 ページには、(3)として肝における酵素誘導試験がございますが、48 ページの上の方に記載がございますように、このものにつきましては可逆的酵素誘導作用を示す可能性が考えられたところでございます。

食品健康影響評価は49 ページからでございます。暴露評価対象物質につきましては、農産物ではジフェノコナゾール(親化合物のみ)、畜産物ではジフェノコナゾール及び代謝物Dと設定されております。結論につきましては、ただ今、三森先生から御説明いただいたとおりでございます。

続きまして、資料1-2をお願いいたします。フルフェナセットの農業評価書案でございます。

8 ページをお願いいたします。

8 ページの下の方から開発の経緯がございます。このものは除草剤の一種で、記載は次のページになりますが、日本では農薬として登録されておりませんで、今回、ばれいしょ等に関するインポートトレランス設定の要請があったということでございます。

10 ページから、ローマ数字のⅡ. として安全性に係る試験の概要でございます。

1. の動物体内運命試験につきましては、次の 11 ページに①吸収がございます。こちらの b. 吸収率でございますように、ラットでの吸収率は少なくとも 60%と推定されているところでございます。

12 ページの下の方から、④として排泄がありまして、記載は次のページになりますが、主要排泄経路は尿中ということでございました。

資料をおめくりいただきまして、17 ページから 2. として植物体内運命試験がございます。可食部で 10%TRR 以上認められました主な代謝物といたしましては、(1) の小麦では W が、18 ページの (2) のだいで P1 と P6 が、それから、めくっていただきまして 19 ページの (4) とうもろこし②では P4 が、それから、20 ページの (5) のばれいしょでは S と P3 が認められたということでございます。

23 ページに 6. といたしまして作物残留試験がございます。こちらは、加水分解によりフルオロアニリンを生成する代謝物も分析対象とした試験成績ということで、結果も加水分解によりフルオロアニリンを生成する代謝物を含んだ残留値として整理がなされております。

毒性試験の関係は 24 ページからになります。

25 ページに、(2) として急性神経毒性試験がございます。二つの試験が実施されまして、①の試験の雌では最小投与量であります 75 mg/kg 体重以上の投与群で歩行失調等が認められたということでございますが、26 ページの下の方にありますように、二つの試験の結果を合わせた総合評価が実施されまして、無毒性量について雌では 50 mg/kg 体重と考えられたということでございます。

資料をおめくりいただきまして、30 ページに (4) として 90 日間亜急性神経毒性試験、ラットでの試験がございます。亜急性神経毒性として軸索腫脹が認められましたが、無毒性量は 31 ページにございますように求められているところでございます。

31 ページから、11. として慢性毒性試験及び発がん性試験がございます。(1) のイヌでの 1 年間慢性毒性試験が ADI の設定根拠となった試験でございますが、雌で無毒性量は 1.14 mg/kg 体重/日と考えられております。

32 ページに、(2) として 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験、ラットでの試験がございますが、発がん性は認められていないということでありまして。

33 ページには、(3) としてマウスでの試験がございますが、こちらでも発がん性は認められておりません。

また、この試験では雄では無毒性量が設定できなかったということが 34 ページの上の方に記載がございますが、最低用量で認められました所見であります白内障の増加の発現頻度は背景データをわずかに超える程度ということでございまして、所見も軽度で雄のみに認められまして、この LOAEL の近傍に無毒性量があると考えられているところでございます。

34 ページの半ばから、12. として生殖発生毒性試験がございます。一部所見等があった試験もございますけれども、結論的には繁殖能への影響や催奇形性、発達神経毒性は認められていないと

いうことでございます。

36 ページから、13. として遺伝毒性試験がございます。結果はすべて陰性でございます、このものに遺伝毒性はないものと考えられております。

代謝物につきまして、37 ページに記載がございますが、代謝物の遺伝毒性試験の結果も陰性ということでございます。

37 ページの下の方から、14. としてその他の試験がございます。幾つかメカニズム試験が実施されておまして、(1) の甲状腺ホルモンの変動等につきましては、資料をめぐっていただきました 40 ページの半ばぐらいにまとめた記載がございます。T₄ の減少等につきましては、甲状腺への直接的な影響によるものではなく、UGT 誘導によるものと考えられているところでございます。

食品健康影響評価は 42 ページからでございます。こちらにつきましては、申しわけございませんが、半ばぐらいのところに植物体内運命試験の結果の記載がございますが、「S が 52%TRR (ばれいしょ塊茎)」の後ろに記載漏れがございまして、「P4 が 23%TRR (とうもろこし穀粒)」ということを追記いたしまして、「及び」でつながるように修正をさせていただきたく存じます。

暴露評価対象物質につきましては、このページの下の方でございますが、農産物では親化合物とフルオロフェニル構造を持つ代謝物、畜産物ではフルフェナセット (親化合物のみ) ということでございます。ADI につきましては、先ほど三森先生から御説明いただいたとおりでございます。

以上の 2 件につきましては、明日から 10 月 3 日までの 30 日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。

○村田委員 質問ではないのですが、今のジフェノコナゾールの評価書の後ろに参考ということで、トリアゾール共通代謝産物のものが出てきましたけれども、トリアゾールの代謝産物というのは時々出てきますので、こういったものが今後有効に使われると迅速な評価に役に立つのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、この評価書にも書いてありますけれども、科学的知見がまだ十分なものとも言えないということですので、もし新しい知見がありましたら、つけ加えていただければと思います。

○坂本評価課長 新たな知見があれば、こちらも改訂するということは当然あり得ることと考えられます。

○熊谷委員長 ほかにありますか。

それでは、本 2 件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について」です。

遺伝子組換え食品等 2 品目に関する食品健康影響評価についてです。

本 2 件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明してください。

○坂本評価課長 それでは、資料 2-1 及び 2-2 に基づきまして御説明いたします。

資料 2-1 は、pLPL 株を利用して生産されたホスホリパーゼに関します遺伝子組換え食品等評価書でございます。

こちらの資料をおめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

審議の経緯でございますように、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会での審議がなされまして、7 月 9 日の第 439 回食品安全委員会におきまして専門調査会での審議結果案の報告について審議されまして、8 月 8 日まで御意見・情報の募集を行った案件でございます。

おめくりいただきまして、3 ページをお願いいたします。

この頁の上の方、ローマ数字の I. の評価対象添加物の概要でございますように、このものは、ホスホリパーゼの品質を高めるために遺伝子組換え微生物を用いて生産されたものでございます。

ローマ数字の II. の食品健康影響評価の 2. の後半でございますように、pLPL 株と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在すると考えられまして、本添加物につきましては、評価基準において「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当しますことから、評価基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断されたものでございます。

最後のページをお願いいたします。

本件につきましては、御意見・情報の募集を行いました。が、御意見等はなかったということでございます。

次に、資料 2-2 をお願いいたします。2-2 は、pPDN 株を利用して生産されたホスホリパーゼに関します遺伝子組換え食品等評価書でございます。

こちらにも 1 ページの審議の経緯でございますように、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議がなされ、7 月 9 日の食品安全委員会専門調査会での審議結果案の報告について審議がなされまして、8 月 8 日まで御意見・情報の募集を行った案件でございます。

3 ページにローマ数字の I. として評価対象添加物の概要がございます。このものも、ホスホリパーゼの品質を高めるため遺伝子組換え微生物を用いて生産しようとするものでございます。

ローマ数字の II. の食品健康影響評価の 2. の後段に記載がございますように、pPDN 株と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在すると考えられております。したがって、このものにつきましては、評価基準において「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、評価基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断されたものでございます。

最後のページをお願いいたします。

本件につきましても、8月8日まで御意見・情報の募集を行いました。御意見等はなかったということでございます。

以上の2件につきましては、専門調査会の結論をもって関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、本2件につきましては、いずれも遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の第1章総則第3「対象となる添加物及び目的」に規定する「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断したということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（3）食品安全モニターからの随時報告（平成24年4月～7月分）について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全モニターからの随時報告（平成24年4月～7月分）について」です。
事務局から報告してください。

○北池勸告広報課長 それでは、お手元の資料の3-1と3-2に基づきまして御報告いたします。

まず、資料の3-1でございますけれども、24年4月～7月分の随時報告で、報告件数でございますけれども、4月に21件、5月に24件、6月に19件と7月に31件で、全体で90件ございます。テーマ別の件数につきましては、その表に入れてございます。基本的に放射性物質、あるいは表示の問題、食中毒、生レバー等が多い状況でございます。

詳しい内容につきましては、別添の資料の3-2に送られてきた報告を載せてございますので、御参考にしていただければと思います。

それで、今回の随時報告につきましては、すべてリスク管理機関等に配付してございまして、その内容につきましては業務の参考にしていただいているところでございます。

それから、今回の報告分から、先ほど申しました90件の中から、新たな指摘、かつ広範囲にわたる健康影響に発展する可能性があるもの、それから、具体的で実現可能性の高いものを選びまして回答を求めてございます。その内容につきましては、その次のページの2ページに記載させていただいておりますけれども、回答を求めましたのは以下の5件でございます。

その項目ごとに3ページから載せさせていただいております。まず1点目が、鶏の生食のカン

ピロバクターの食中毒についてです。6月14日に下関のほうで焼鳥店でカンピロバクターがあったと発表がされています。特に5月～6月の時期というのはカンピロバクターの食中毒が増加するというので、その事業者とか消費者ともども、その食中毒に関する認識が十分ではなかったのではないかと。そういう面で、最後の意見でございますけれども、カンピロバクターの食中毒の原因となる鶏の生食についても何らかの規制や衛生基準があったほうがいいのではないかと、事業者や消費者への周知徹底をさらに進める必要があるのではないかとという提言でございます。

その次の4ページのところに、それに対する考え方、厚生労働省の考え方でございますけれども、動物の肉などについては、食中毒を起こす細菌やウイルス等の危険性があるため、生食は推奨しておらず、飲食による衛生上の危害の発生を防止するための対応が必要と考えられる食品につきましては、その取り扱いを検討し、必要な規格基準を策定している。その中で、牛の肉、あるいは肝臓については、死に至ることもある菌に汚染されている可能性があることから規格基準を策定したところである。鶏肉の生食については、厚生労働省としては、現在、汚染実態の調査を行っており、その状況を踏まえて防止対策等について整理した上で、今後の取り扱いを検討するという状況という回答でございます。それから、その下に、政府広報オンライン等の記事で普及啓発活動をやっていますということが載せてございます。

続きまして、表示の関係でございます、5ページでございます。消費者庁がことしの2月に生食用食肉の表示基準に関する監査を行って、その必要な表示事項を満たしていない不適合施設が90%ある。そういう面で、その周知徹底方法の再検討をすべきではないかということでございます。その内容につきましては、その下の提言内容の2)のところに具体的に出てございます。特に人命にかかわる可能性のある重要な案件にもかかわらず、加工業者の安全に対する意識の低さということについての御指摘を言われております。それから、その次のページのところに、6ページですか、そういう面で、今後、このようなことが起こらないようにするために、いろいろな形での周知徹底方法の再検討が必要であろうという御指摘でございます。

それに対する消費者庁のお答えでございますけれども、消費者庁としては、具体的に日付を挙げ、あるいは徹底内容を入れまして、こういうことを行っていますということを回答してございます。特に、この生食の関係につきましては、平成24年2月3日に調査結果を踏まえた通知、監視指導の徹底を自治体の協力を得て要請してございますし、24年3月6日には、さらに②のところでございますけれども、監視指導にもかかわらず表示基準不適合のままの施設に対しては、食品衛生法上に基づく一定の営業許可の一部停止、禁止等の行政措置を講じること、さらに③で、悪質な事案については、その内容について総合的に勘案し、関係機関との連携、警察への告発等、厳正な措置を講じるということで、2回の通知を行っている状況でございます。さらに、平成24年6月につきましては、定例的に行っているものに含めての話でございますけれども、もう一度、その表示基準の徹底指導のことをお願いをしているという状況と聞いてございます。さらに消費者庁のほうでは、こういう状況の中で、現在どういう状況になっているかにつきましては、再度調査をしております、その状況をまとめていくというふう聞いております。

それから、ページ8でございます。自ら評価の関係でございますけれども、カルバミン酸エチル

の関係でございます。これにつきましては、提言の中で、カルバミン酸エチルにつきましては発がん性が疑われる物質として議論されていると。そういう面で、状況に応じて周知、伝達をしっかりとすべきじゃないか、あるいは正しい知識を国民に知らせることが必要ではないかという御指摘でございます。それにつきまして、9 ページのところに食品安全委員会の回答を載せてございます。カルバミン酸エチルにつきましては、国際がん研究機関において、ヒトに対して恐らく発がん性があると評価されている。食品安全委員会のほうでは、平成 21 年 3 月の委員会の中で自ら評価の案件とするかについての議論がされまして、その中で、暴露マージンが大きく直ちに国民の健康に影響はないと考えられるということから、自ら評価の対象とはせず情報を提供していくという形でございまして、その情報につきましては、ここに書いてございます食品安全委員会のホームページにおいて現在公表をしているところでございます。一番下に書いてございますように、今回の御意見を踏まえ、今年度の自ら評価の案件候補として、どうするかにつきまして議論を行っていくという回答を載せてございます。

それから、その次の 10 ページからはリスクコミュニケーション関係でございます。

1 つ目は、10 ページの下のところでございますけれども、食生活情報誌のライターを対象とした勉強会を提案されております。具体的につきましては、11 ページの上のほうに書いてございまして、国民の能力向上のため、若い女性向けの食生活雑誌のライターを対象とした勉強会の開催を提案したいというお話でございます。

それから、その次はホームページのサイト内検索でございます。食品安全委員会のホームページにつきましては、分かりづらいというようなことがございまして、それから、過去の記事を見たいときがあるけれども、なかなか探し出せない、何とか対応をとるべきじゃないかというような御指摘でございます。

それから、12 ページのほうに、ホームページの中で、特に一般の消費者の方が、今何が行われていて、何が危険でどうすればいいかということを知らせるべきではないかと。そういう面で、このモニターの方は、内容的には FSCViews の内容が一番いい、身近で分かりやすいと。ただ、実際の扱いが小さいということで、その FSCViews についてトップページで独立したコーナーですとか、FSCViews の内容そのものを編集するということも必要ではないかというお話をされておりますし、13 ページの上のほうで、これは今後の検討事項であるけれども、さらに個人の情報伝達を助けるような手段も考えてはどうかというような御提案でございます。

これにつきまして食品安全委員会の回答といたしまして、先ほどの意見交換会の件でございますけれども、現在、報道関係者を対象とした意見交換会を開催しておりますが、主にニュース等の報道を担当の方が主でございます。今回の御提案を参考に、そういう食生活情報誌のライターの方々などを対象とした勉強会の開催についても検討を始めていきたいと考えてございます。

それから、その下のホームページにつきましては、一般の消費者の方々が求める情報にトップページからアクセスが容易ではない面があるというのは十分認識しておりますので、今後、そういう求める情報にアクセスしやすいホームページとなるよう改善を図っていきたいという回答を載せてございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 それでは、ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問等ありましたらお願いします。

○村田委員 2点ございます。

1点目は質問ではないのですが、生食用の調査のカンピロバクターについての御質問ですが、何か今後、消費者庁で今調査中だというお話でしたけれども、結果が出たら教えていただければと思います。

それからもう一点ですが、先ほどのカルバミン酸エチルで暴露マージンが十分大きいというお話でしたけれども、具体的には幾つぐらいなのか、もし分かったら教えていただけますでしょうか。

○北池勸告広報課長 1点目の実態調査の件でございますけれども、現在厚労省のほうで取りまとめをカンピロバクターはしておると聞いてございますので、その結果がまとまったら、また御報告をさせていただきたいと思っております。

それから、2点目の暴露マージンの関係でございますけれども、現在私どものホームページで公表させていただいているマージンでは、一般的な採取群では2万ぐらい、それからアルコールの多い高摂取群で3,800ぐらいというふうにされておりまして、食品からの摂取量は問題ないというふうに記載させていただいております。

○村田委員 かなり大きな数字だということが分かりました。ありがとうございました。

○熊谷委員長 ほかに御質問等ありますか。

大変具体的な、いい御提言をいただいていると思います。特に資料3-2の中に、食品の放射性物質に対する施策推進の司令塔として、当委員会が強力に施策を推進すべきものと提言するというような、非常に私どもにとっては荷が重いけれども歓迎すべき提言とか、それから、先ほどの食品安全委員会のホームページにつきましても、非常に具体的な提言をいただきまして、大変ありがたいと思います。

それから、ちょっと気がついた点は、そのほかに、資料3-2の食中毒のところの3番目の丸ボチに、生鮮魚介類中の腸炎ビブリオについて、生産段階・流通段階における菌数の基準の設定を提言するとありますが、これは一応大分前に厚生労働省が設定しておりまして、多分その効果が充分現れているのではないかと考えております。

それから、資料3-1のほうの表示のところ、生食用食肉の規格基準及び表示基準に関連する部分だと思うのですが、規格基準については消費者庁のカバーする範囲を超えるものもあるのではないかと考えているのですが、その点はどうでしょうか。

○北池勸告広報課長 今、いろいろ御指摘いただきました。消費者庁のカバーしている部分は表示の部分でございますので、その部分に関して徹底を図っていると。それ以外のものは厚生労働省の管轄と、両方になっていると思いますが。

○熊谷委員長 どうもありがとうございました。
ほかに、この件につきましてはよろしいでしょうか。

(4) その他

○熊谷委員長 それでは、次に移ります。
ほかに議事はありませんですか。

○井原総務課長 特にございません。

○熊谷委員長 それでは、これで本日の委員会の議事はすべて終了しました。
次回の委員会会合につきましては、来週9月10日月曜日14時から開催を予定しております。
また、あす4日火曜日14時から「農薬専門調査会評価第一部会」が非公開で、5日水曜日9時30分から「プリオン専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。
以上をもちまして、第445回食品安全委員会会合を閉会いたします。
どうもありがとうございました。